

令和3年6月 育児・介護休業法が改正されました

男女とも仕事と育児を両立できるよう、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などが、令和4年4月1日より3段階で施行されます。

令和4年4月1日施行

有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます
雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

令和4年10月1日施行

- 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります（『産後パパ育休』）
育児休業を分割して取得できるようになります

令和5年4月1日施行

- 育児休業取得状況の公表が義務になります
【従業員数1,000人超の企業対象】

詳しくは、[埼玉労働局 HP「職業生活と家庭生活の両立のために」](#)をご覧ください



改正育児・介護休業法等の説明会を開催します

申込方法等、詳しくは、[ご案内リーフレット](#)をご覧ください



オンライン方式 ZOOM ウェビナー（ウェブ上での申込み）

日	時	定員	申込〆切
1月27日（木）	14:00～16:00（15分前より接続予定）	500名	1月19日
2月4日（金）	10:00～12:00（15分前より接続予定）	500名	1月27日
2月28日（月）	14:00～16:00（15分前より接続予定）	500名	2月18日

来場方式（FAXによる申込み）

日	時	会場	定員	申込〆切
1月19日（水）	14:00～16:00	埼玉労働局 雇用保険説明会会場 さいたま市中央区新都心 11-2 14F JR さいたま新都心駅徒歩3分	50名	受付中 4月11日
2月21日（月）	13:30～15:30 終了後、女性活躍推進法について 個別相談可（101人以上規模企業対象）	ハローワーク熊谷 セミナールーム 熊谷市箱田 5-6-2 JR 熊谷駅より徒歩20分 JR 熊谷駅よりバス「ハローワーク熊谷前」下車すぐ	50名	2月10日

【相談窓口】

埼玉労働局雇用環境・均等室 TEL 048-600-6210

〒330-6016

さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー16階